（成年被後見人の審判手続上の行為をする能力等）

第九条　［略］

2　法定代理権は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

3　審判官は、前項の規定により法定代理権を証明する書面の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面の原本の提示を求めることができる。

（代理人）

第十条　弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である代理人の権限は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

2　審判官は、前項の規定により代理人の権限を証明する書面の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面の原本の提示を求めることができる。

3・4　［略］

5　金融庁長官は、第三項の書面の提出を受けた場合において、法第三十四条の四十三第一項の承認をしたとき、又は承認をしないこととしたときは、その旨を被審人に通知しなければならない。

6　［略］

［条を削る。］

（用語）

第十三条　［略］

（審判手続開始決定記録のファイルへの記録）

第十四条　法第三十四条の四十一第一項の規定による審判手続開始決定記録（同項に規定する審判手続開始決定記録をいう。次条及び第六十三条第三項において同じ。）のファイル（法第三十四条の四十一第一項に規定するファイルをいう。第七十三条第四項第一号を除き、以下この章において同じ。）への記録は、法第三十四条の四十第一項の決定後、速やかに行うものとする。

（審判手続開始決定記録の記録事項等）

第十五条　審判手続開始決定記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

［一～五　略］

2　審判手続開始決定記録を送達する場合には、次に掲げる事項を記録した電磁的記録を添付するものとする。

一　被審人又はその代理人が最初の審判手続の期日に出頭すべき旨

二　［略］

（成年被後見人の審判手続上の行為をする能力等）

第九条　［同上］

2　法定代理権は、書面で証明しなければならない。

［項を加える。］

（代理人）

第十条　弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

［項を加える。］

2・3　［同上］

4　金融庁長官は、第二項の書面の提出を受けた場合において、法第三十四条の四十三第一項の承認をしたとき、又は承認をしないこととしたときは、その旨を被審人に通知しなければならない。

5　［同上］

（送達）

第十三条　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六条第二項の規定による補充送達がされたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない。

2　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百七条第一項の規定による送達をしたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨及び当該書類について同項に規定する書留郵便等に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

3　金融庁長官又は審判官は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、金融庁長官又は審判官は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

（用語）

第十四条　［同上］

［条を加える。］

（審判手続開始の決定）

第十五条　法第三十四条の四十第一項の規定による審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審判手続開始決定書」という。）により行うものとする。

［一～五　同上］

2　審判手続開始決定書の謄本を送達する場合には、次に掲げる事項を記載した通知書を添付するものとする。

一　被審人又はその代理人が審判手続の期日に出頭すべき旨

二　［同上］